別表第七㈠の表の備考2㈢中「「配当」」を「「配当等」」に改め、同表の備考2㈣中「第25条の10の２第６項」を「第25条の10の２第５項」に改め、同表の備考2㈥イ中「新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、」を「公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、」に改め、「法第37条の10第２項第５号に掲げる」を削り、「特定目的信託の受益権」の次に「（社債的受益権以外）、社債的受益権、国債、地方債、政府関係機関債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債」を加え、同表の備考2㈧イ(ⅳ)中「発行された」の次に「公社債、」を加え、「(ⅰ)から(ⅲ)まで」を「(ⅰ)から(ⅳ)まで」に改め、同表の備考2㈧イ(ⅳ)を同表の備考2㈧イ(ⅴ)とし、同表の備考2㈧イ(ⅲ)中「特定目的信託」の次に「（社債的受益権以外）、社債的受益権」を加え、同表の備考2㈧イ(ⅲ)を同表の備考2㈧イ(ⅳ)とし、同表の備考2㈧イ(ⅱ)中「（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）」を削り、「には、」の次に「公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託、」を加え、同表の備考2㈧イ(ⅱ)を同表の備考2㈧イ(ⅲ)とし、同表の備考2㈧イ(ⅰ)を同表の備考2㈧イ(ⅱ)とし、同表の備考2㈧イに(ⅰ)として次のように加える。

(ⅰ)　公社債である場合には、国債、地方債、政府関係機関債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。

別表第七㈠の表の備考2㈨イ中「うち、」の次に「「公社債」の欄には第18条の13の５第２項第11号イに掲げる公社債の利子に該当するものについて、」を加え、「第18条の13の５第２項第11号イ」を「同号ロ」に、「「投資信託」を「「特定株式投資信託」の欄には同号ハに掲げる収益の分配に該当するものについて、「投資信託」に、「同号ロ」を「同号ニ」に、「同号ハ」を「同号ホ」に、「国外株式、」を「国外公社債等、国外株式又は」に、「同号ニ」を「同号ヘ」に改め、同表の備考2㈨ニ(ⅰ)中「に法」の次に「第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、」を加える。

別表第七㈡の表の備考3㈠中「ついて法」の次に「第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、」を加える。

別表第七㈢の表の備考2㈣イ中「法第37条の10第２項第５号に掲げる」を削る。

別表第八の表中「又は第６項」を削り、「の金額等」を「の金額又は同条第７項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額等」に改め、同表の備考2中「同条第５項」を「同条第10項」に、「第４項」を「第５項」に改め、同表の備考3中「同条第５項」を「同条第10項」に改め、同表の備考3㈡中「増改築等住宅借入金等」の次に「又は断熱改修住宅借入金等」を加え、同表の備考4中「又は法」を「又は」に、「法第41条の３の２第３項第４号」を「同項第４号」に改め、同表の備考5中「同条第５項」を「同条第10項」に改める。

別表第九㈡を次のように改める。

別表第九(二)

割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書

平成　　年　　月分

所轄税務署		（徴収義務者） 所在地 名称
整理番号		

区分	償還金の額	税額
割引債の償還金（合計）	円	円
うち内国法人に対する支払分		
割引債の償還金の支払の取扱者への支払分		
合計		
摘要		

（用紙　日本工業規格　Ａ５）

備考

1　この計算書を個人又は内国法人若しくは外国法人に支払う法第41条の12の２第２項に規定する割引債の償還金（以下「割引債の償還金」という。）につき提出するときにおける記載の要領は、次による。

(1)　「平成　　年　　月分」の空欄には、割引債の償還金の支払をした年月を記載すること。

(2)　「償還金の額」の項には、その月において支払つた割引債の償還金の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(イ)　「割引債の償還金（合計）」の欄には、割引債の償還金のうち法第41条の12の２第２項の規定の適用を受けるものの額を記載すること。

(ロ)　「うち内国法人に対する支払分」の欄には、(イ)により記載されるものの額のうち内国法人に支払うものの額を記載すること。

(ハ)　「割引債の償還金の支払の取扱者への支払分」の欄には、割引債の償還金のうち、法第41条の12の２第３項に規定する特定割引債取扱者又は同条第１項第２号に規定する国外割引債取扱者を通じてその支払をしたものの額を記載すること。

2　この計算書を個人又は内国法人若しくは外国法人に交付する法第41条の12の２第３項に規定する特定割引債の償還金（以下「特定割引債の償還金」という。）又は同条第１項第２号に規定する国外割引債の償還金（以下「国外割引債の償還金」という。）につき提出するときにおける記載の要領は、次による。

(1)　「平成　　年　　月分」の空欄には、特定割引債の償還金又は国外割引債の償還金の交付をした年月を記載すること。